

「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用管理要領

(主旨)

第1条 この要領は、全国農業協同組合連合会石川県本部に帰属する「ひやくまん穀」のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の商標権の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理は、米新品種「ひやくまん穀」普及推進委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(使用権限)

第3条 ロゴマーク等は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 「ひやくまん穀」を用いた商品に使用する場合。ただし、商品に用いる「ひやくまん穀」が、生産者部会の会員が生産したもので、委員会が別に定める「ひやくまん穀」販売事業者登録要領に基づき登録を認めた販売事業者へ出荷されたものであること。
- (2) 「ひやくまん穀」の認知度向上等のための役務や、前（1）の商品以外の資材に使用する場合

(表示)

第4条 前条の規定によるロゴマーク等の表示は、別記「ひやくまん穀ロゴマーク等使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

(使用申請)

- 第5条 第3条（1）の目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の会長（以下「会長」という。）に対して「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用申請書（商品用）（別記様式1-1）を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 第3条（2）の目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ会長に対して「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用申請書（役務・資材用）（別記様式1-2）を提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 申請書には、ロゴマーク等を使用しようとする商品の見本や商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続きを省略することができる。
 - (1) 報道機関がデザイン等を報道の目的で使用するとき。
 - (2) その他、会長が必要と認めたとき。

(使用許可)

- 第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は、「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可するものとする。
- (1) ロゴマーク等の使用によって商品の品質誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (2) ロゴマーク等の使用が、マニュアルに合致していないと認められるとき。
 - (3) ロゴマーク等の使用が、「ひやくまん穀」のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められるとき。

- (5) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
 - (6) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 前項の審査基準に該当する場合は、「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用不許可書（別記様式3）により通知する。
- 3 委員会の会長は、第1項の規定により許可をするにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用許可を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、ロゴマーク等の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに委員会に連絡すること。
- (5) 第三者との係争、審判、訴訟等について、委員会（この場合、全国農業協同組合連合会石川県本部及び石川県をいう。）に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度委員会と協議して決定すること。
- (6) ロゴマークを付した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、委員会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 委員会がロゴマーク等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、委員会に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (8) ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により委員会（この場合、全国農業協同組合連合会石川県本部及び石川県をいう。）に損害を与えた場合、これによって生じた損害を委員会に賠償すること。

（使用許可の変更）

第8条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用変更申請書（別記様式4）に許可書及び変更後の商品の見本や商品等が確認できる写真、図案等を添えて会長に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。

（使用の中止）

第9条 ロゴマーク等使用者は、デザインを使用する必要がなくなったときは、「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用中止届（別記様式5）に許可書を添えて会長に届け出なければならない。

（使用許可の取り消し）

第10条 委員会は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) ロゴマーク等使用者がこの要領の規定に違反したとき。
 - (2) ロゴマーク等使用者が第6条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) その他、「ひやくまん穀」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「ひやくまん穀」ロゴマーク等使用許可取消書（別記様式6）により行う。

3 第1項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取り消し後すみやかに、商品等を廃棄しなければならない。

(使用料)

第11条 ログマーク等の使用料は無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 ログマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第13条 会長は、ログマーク等の使用状況について、ログマーク等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(商標の管理)

第14条 委員会は申請書を審査し使用許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、全国農業協同組合連合会石川県本部及び石川県農林水産部内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名・住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 許可番号
- (6) 許可年月日
- (7) 満了年月日

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ログマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

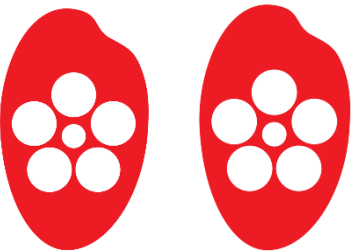
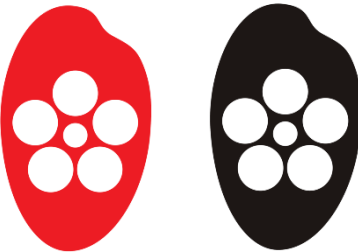

この要領改訂は、令和4年6月28日から施行する。

別記（第4条関係）

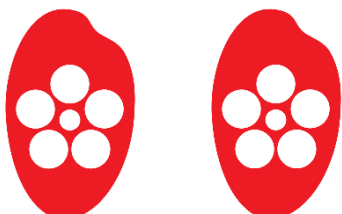
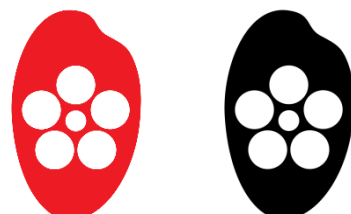
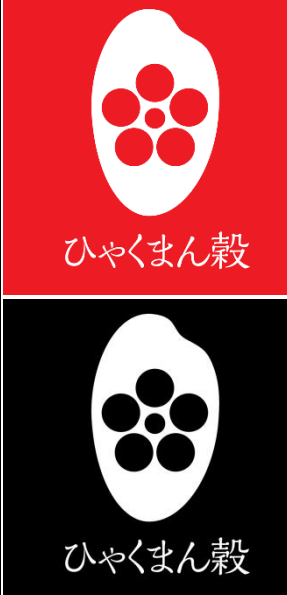
「ひやくまん穀ロゴマーク等使用マニュアル」

1 基本の組み

(1) 標準型（天地2.2mmを超える場合）

区分	4色カラー表示	単色表示	白ヌキ表示
	 <p>ひやくまん穀 ひやくまん穀</p> <p>プロセス色指定（4色プロセス） 赤色：M100% Y100% 黒色：B100%</p>	 <p>ひやくまん穀 ひやくまん穀</p> <p>DIC色指定（単色表示） 赤色：DIC・157 黒色：DIC・582</p>	 <p>ひやくまん穀</p> <p>ひやくまん穀</p> <p>(例) 背景が赤色・黒色の場合</p>

(2) マイクロ型（天地1.8mm以上2.2mm以下の場合）

区分	4色カラー表示	単色表示	白ヌキ表示
	 <p>ひやくまん穀 ひやくまん穀</p> <p>プロセス色指定（4色プロセス） 赤色：M100% Y100% 黒色：B100%</p>	 <p>ひやくまん穀 ひやくまん穀</p> <p>DIC色指定（単色表示） 赤色：DIC・157 黒色：DIC・582</p>	 <p>ひやくまん穀</p> <p>ひやくまん穀</p> <p>(例) 背景が赤色・黒色の場合</p>

【「1 基本組み」の注意事項】

(1) ロゴマーク等が天地2.2mmを超える場合は、標準型を使用する。天地2.2mm以下の場合は、マイクロ型を使用するが、最小使用サイズは天地1.8mmまでが望ましい。

(2) シンボルマークとロゴタイプのサイズ比率は、標準型、マイクロ型それぞれで固定とする。

[標準型]



ひやくまん穀

天地2.2mmを超える
場合に使用。

[マイクロ型]



ひやくまん穀

天地2.2mm以下の場合に使用。
ただし、最小使用サイズは天地
1.8mmまで（推奨）。

※ マイクロ型は、シンボルマークに対しロゴ
スタイルのサイズは、標準型の120%。


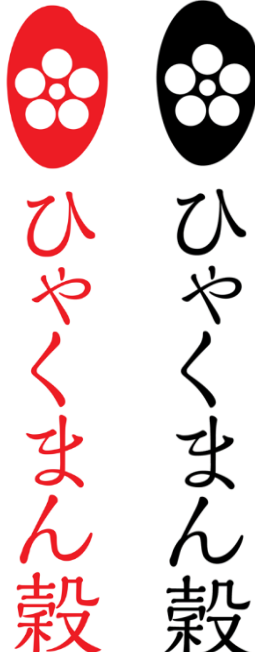
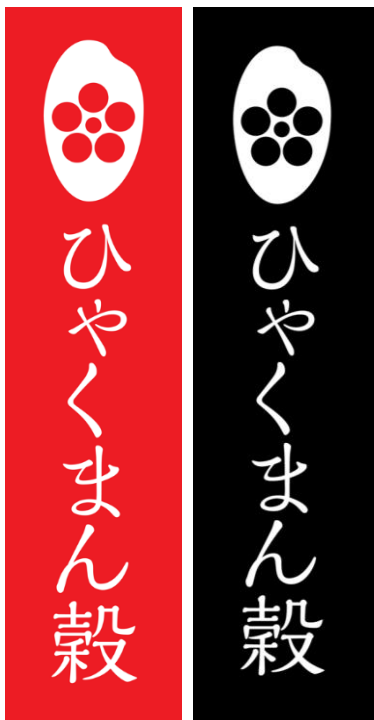
2 ヨコ組み

区 分	
4色カラー表示	  <p>プロセス色指定（4色プロセス） 赤色：M100% Y100% 黒色：B100%</p>
単色表示	  <p>DIC色指定（単色表示） 赤色：DIC・157 黒色：DIC・582</p>
白ヌキ表示	  <p>(例) 背景が赤色・黒色の場合</p>

【 「2 ヨコ組み」 の注意事項 】

(1) シンボルマークとロゴタイプのサイズ比率は、固定とする。

3 タテ組み

区 分	4色カラー	単色表示	白ヌキ表示
	 <p>プロセス色指定（4色プロセス） 赤色：M100% Y100% 黒色：B100%</p>	 <p>DIC色指定（単色表示） 赤色：DIC・157 黒色：DIC・582</p>	 <p>(例) 背景が赤色・黒色の場合</p>

【 「3 タテ組み」 の注意事項 】

- (1) シンボルマークとロゴタイプのサイズ比率は、固定とする。